



令和元年9月13日(金)

国土交通省関東地方整備局建政部

記者発表資料

一級建築士の懲戒処分について

関東地方整備局は、一級建築士に対し、建築士法第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建築安全課長 なかじま よしゆき 中島 良幸 (内線6681)

課長補佐 くしげ やすひこ 櫛下 靖彦 (内線6682)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1392

令和元年9月13日

一級建築士の懲戒処分について

1 小菅 昇（登録番号第 61185 号）

(1) 処分をした年月日

令和元年9月9日

(2) 処分の内容

戒告

(3) 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（1物件）について、小菅昇一級建築士事務所（東京都知事登録第16604号）の業務に関し、設計者として、以下の①～③に掲げる規定に違反する設計を行った。

① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第10項の規定に違反する設計（2階と3階の南側屋内階段の防火設備に接する外壁は、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

② 令第119条第1項の規定に違反する設計（2階と3階の北側屋外階段から屋内に続く廊下について、居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階における廊下は、その配置が「その他の廊下における場合」は、その廊下の幅を1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項及び埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第8条の2の規定に違反する設計（本件建築物は準住居地域内にあり、高さが10メートルを超える建築物であることから、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4メートルの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、埼玉県が同条例第8条の2第1項の表で指定した法別表第4（に）欄の3の項（1）の号に掲げる時間（2.5時間ないし4時間）以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず、これを超過する設計）を行った。

2 小西 里司（登録番号第 201252 号）

(1) 処分をした年月日

令和元年9月9日

(2) 処分の内容

戒告

(3) 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（1物件）について、一級建築士事務所有限会社小西建築事務所（東

京都知事登録第 35881 号) の業務に関し、設計者として、以下の①～②に掲げる規定に違反する設計を行った。

- ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 28 条第 1 項及び第 4 項の規定に違反する設計(本件建築物は、採光のための開口部として、2 階居間・食堂と応接コーナーを 1 室と見なしているが、随時解放することができるもので仕切られた 2 室には該当せず、採光に有効な部分の面積が居室の床面積に対して 7 分の 1 以上の割合としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計)を行った。
- ② 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 114 条第 1 項の規定に違反する設計(本件建築物は、長屋であることから、界壁は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないにもかかわらず、界壁上端部分に接する鉄骨梁に耐火被覆がされておらず、これに適合しない設計)を行った。